

第70号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年条例第31号）

2 改正内容

別表第1の1通所施設の部 大田区立大森東福祉園の項中「大田区大森本町二丁目2番3号」を「大田区大森東一丁目36番7号」に改める。

3 改正理由

大森東福祉園が、大規模改修後の施設へ移転するため。

4 施行年月日

令和5年12月22日

5 新旧対照表

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年10月12日条例第31号）新旧対照表

新		旧	
○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号		○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号	
第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係）		第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係）	
1 通所施設		1 通所施設	
名称	位置	名称	位置
大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目36番7号	大田区立大森東福祉園	大田区大森本町二丁目2番3号
以下（略）		以下（略）	
2（略） 別表第2（略）		2（略） 別表第2（略）	
付 則			
この条例は、令和5年12月22日から施行する。			